



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第59号)

配信日 平成 25 年 8 月 21 日

雲仙市消費生活センターからの情報です。

### 消費者センターをかたる電話にご注意！

〈相談事例〉

先日、自宅に「長崎の消費者センターの者だ。過去の金融関連の被害者の中で、銀行・郵便局から振り込みを行った人には国の救済機関がある。全額返金は無理だが、9割がた返金される。」と電話があった。

電話機の表示を見ると県外からの電話だった。不審に思い断って電話を切った。情報提供する。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 消費者センターや国民生活センターなどを装う不審な電話の情報は、以前から寄せられていますが、被害者救済の目的で、電話をすることはありません。
- 話に応じると個人情報や聞かれたり、新たな詐欺に遭う可能性があります。不審に思ったら、すぐに電話を切りましょう。
- このような不審電話を受けたら、すぐに消費者センターに電話してください。
- 公的機関などを名乗る不審な電話を受けたら、その時、教えられた電話番号でなく必ず担当課へ確認をしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)